#### 社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

#### 福祉団体等活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、本宮市内の福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした自主的・積極的な活動に対し交付を行い、地域福祉の充実を図ることを目的とする。

(助成対象となる福祉団体等)

- 第2条 助成対象となる福祉団体等は、本宮市内で活動している福祉団体及び本宮市ボランティア連絡協議会加入のボランティア団体とする。
- 2 本宮市老人クラブ連合会及び本宮市身障がい者福祉会への助成については、本会会長(以下「会長」という。)が別途定める。

(助成対象となる事業)

第3条 助成対象となる事業は、福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的と した自主的・積極的な活動に資する事業であり、助成を受けることにより、活動の効果を十分に発 揮できる事業とする。

(助成対象事業実施期間)

第4条 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、対象事業を実施するために必要な別表1に掲げる経費とする。

(助成金額)

- 第6条 助成金額は原則として1団体につき事業費の3分の2以内で3万円を限度とし、予算の範囲内で申請団体の件数、活動内容などにより決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため会長が特別に必要と認めた場合は、会長が 定める額とすることができる。

(助成金の制限)

- 第7条 前年度の決算において、多額の繰越金がある場合や申請時に多額の予備費が計上されている場合等、財産状況を考慮して審査を行う。
- 2 同一内容と認められる事業を継続して申請する場合は、3年を限度とする。

(助成金の財源)

第8条 助成金は、本宮市社会福祉協議会会費及び共同募金を財源とする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)により会長に申請 しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第10条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、助成事業の目的及び内容が適正であり、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をする。
- 2 会長は、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき必要な 条件を付し、また、修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。
- 3 会長は助成金の交付の可否について決定をしたときは、助成金交付・不交付決定通知書(様式第 2号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 交付の決定を受けた団体は、助成金交付請求書(様式第3号)により会長に請求するものとする。

(会計処理)

- 第12条 助成団体は事業に係る経理を事業ごとに明確に処理していかなければならない。
- 2 支出にかかる領収書は、各団体において年度終了後5年間保管し、公開を求められた際には速や かに提出するものとする。

(実績報告)

第13条 助成団体は、事業が完了したときは助成事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第4号)により翌年度4月末日までに会長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 会長は、次の各号に該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときやこの要綱又はこれに基づく 
  処分若しくは命令に違反したとき。

(助成金の返還)

- 第15条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る 部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその償還を命ずることができる。
- 2 当該助成事業を実施していくなかで、当初予算が執行できず助成金の返還金が生ずる見込みの場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表1 (第5条関係)

科目	内 容
諸謝金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
旅費	外部に依頼した講師等の交通費、宿泊費等
賃借料	事業に必要な会場の使用料、車輌の借上げ料等
損害保険料	事業に必要な保険料
消耗品費	事業に必要な消耗品、材料代
通信運搬費	事業に必要な郵券料等
印刷製本費	事業に必要な書類、関係資料、広報誌等の印刷代、コピー代
備品購入費	事業に必要な備品購入費
その他の経費	本会会長が必要と認める経費

年 月 日

### 助成金交付申請書

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会 会 長 様

所 在 地 本宮市 申請団体 団 体 名 代表者氏名 印 (連絡先**☎** )

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会福祉団体等活動助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請いたします。

助成事業等の名称				年度									
助	成	申	請	額					,	, 00	0円		
事	業	0)	目	的									
事	業	0)	内	容									
人数 法、 だけ	、実 共催[	施場所 団体等 的にこ	象者、 所、実 等、で ご記入	施方きる									
事	業	Ø	予	算	別紙	「事業実施	予算	書」のと	とお	り			
着	手・	完 -	了予	,定	着手		年 月	日		完 了		年月	日
添	付	- :	書	類	2 3	事業実施予 申請団体の 申請団体の その他(	当年	度予算	書	号:別	J紙)		)

※助成見込額は事業費の3分の2以内で、3万円が限度(千円単位)

(様式第1号:別紙)

## 事業実施予算書

助月	成事業等の名称	年度	
	項目	予算額(円)	備考
	社協助成見込額		助成見込額は事業費の3分の2以内で、

	項目	予算額(円)	備考
	社協助成見込額		助成見込額は事業費の3分の2以内で、
			3万円が限度(千円単位)
	自主財源		
収	その他 ( )		
入	その他		
	その他		
	( )		
	収入合計		
支出			
	支出合計		

※助成対象経費:外部講師諸謝金、外部講師旅費、賃借料、損害保険料、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本費、備品購入費、その他社協会長が認める経費

 年
 月
 日

 本宮社協第
 号

## 助成金交付決定通知書

様

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会 会 長

年 月 日付で申請のあった社会福祉法人本宮市社会福祉協議会 福祉団体等活動助成金について、交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

助成事業等の名称	年度	
助成対象事業費		円
助成金交付決定額		,000 円
助成金交付時期		
助 成 条 件		

年 月 日

# 助成金交付請求書

社 <i>会</i>			<b>×</b> 宮市社	t会福祉協議会 様				
					所	在 地	本宮市	
					寸	体 名		
					代表	表者氏名		印
					(連組	絡先☎		)
				市社会福祉協議会 けを受けたいので				要綱第11条の規定
助月	成決分	定通知	番号	年	月	日付	本宮社協第	号
助月	成事	業等の	名称	年度				
助月	成金 3	交付決	定額					円
助月	成金 3	交付請	<b>市求額</b>					円
特	記	事	項					
○助	]成金打	辰込先						
金	融	機	月 名			銀行・作	言金・農協・信組・他	( )
支		店	名			支店		
預	金	種	別	普通・当座・他	(		)	
П	座	番	号					
	フ	リガナ						
口	座	名	義					

年 月 日

#### 事業実績報告書

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会	Š
会長	様

所 在 地 本宮市団 体 名代表者氏名印(連絡先(連絡先

次のとおり助成事業が完了したので、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会福祉団体等 活動助成金交付要綱第13条の規定により、その実績を報告いたします。

助成決定通知番号		年	月	日付	本宮	社協第	号
助成事業等の名称		年度					
事業実施期間	着手		年 月	П	完了	年 月	П
助成金交付決定額						円	
事業実施の成果							
事業の決算	別紙	「事業実施	決算	報告書」の	とおり	1	
添 付 書 類							)
特 記 事 項							

※事業完了年度の翌年度4月末日までに報告すること。

(様式第4号:別紙)

## 事業実施決算報告書

助原	<b>戈事業等の名称</b>	年度	
	項目	決算額(円)	備考
	社協助成金		
	自主財源		
収	その他 ( )		
入	その他 ( )		
	その他 ( )		
	収入合計		
支出			
	支出合計		弗 任果如 把京口吸收 2014年

※助成対象経費:外部講師諸謝金、外部講師旅費、賃借料、損害保険料、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本費、備品購入費、その他社協会長が認める経費

収支差額 \_\_\_\_\_\_\_円(収入合計-支出合計)